

第4章 目標達成に向けて

1. 各主体の役割

省エネルギーはそれぞれの消費者の努力なしでは達成できないうえ、太陽光発電等の新エネルギーは地域に存在し、地域で利用可能なエネルギー源であるので、一層の省エネルギー対策の推進や新エネルギーの導入は、県民・事業者の参画と協働のもとに進めることが重要である。そこで、県民・事業者・行政が参画と協働のもとに、グリーンエネルギー導入目標の達成に向けて取り組むに当たっての、各主体の役割を以下に示す。県民・事業者・行政は、それぞれの役割を十分認識し、積極的な行動を起こすとともに、パートナーシップのもと、相互の連携により取り組むことが必要である。

なお、具体的な取り組み内容については、第5部「1.「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」における各主体による目標達成のための具体的な行動指針」に示す。

(1) 県民の役割

民生部門（家庭系）は景気動向等にかかわらず、一貫して大きく増加しており、今後も増加することが予想される。このため、県民一人一人が省エネルギー型のライフスタイルへと変えていく必要がある。ライフスタイル変革を行うためには、省エネルギーのための適切な手法についての知識、省エネ効果についての認識が必要であり、これらの知識等の習得のために、地域行政による環境学習の場への積極的な参加、家庭における環境教育が望まれる。

また、新エネルギーに関しては、コストの問題等があり、県民による導入は難しい面もあるが、クリーンエネルギー自動車の使用や太陽熱温水器、太陽光発電装置の設置等、可能なものについては積極的な導入が望まれる。

(2) 事業者の役割

産業部門においては石油危機以降省エネルギーが積極的に進められているものの、依然、兵庫県のエネルギー消費量の6割強を占めており、また民生部門（業務系）においても事務機器の増加、空調需要の増大等によりエネルギー消費は増加傾向にあることから、事業者による生産管理の徹底、省エネルギー機器の導入等による一層の省エネルギー化が求められる。そのためには、自主的な行動計画を策定し、エネルギー使用の抑制を図るとともに、省エネルギー意識の定着を図るためにも研修会の実施、環境マネジメントシステムの導入等の体制整備を図る必要がある。

また、「経団連環境自主行動計画」による取り組みや、クリーンエネルギー自動車やコージェネレーションシステム等の積極的な導入が望まれる。

(3) 行政の役割

目標実現のためには、行政自身による率先導入のみならず、県民・事業者の取り組みを支援し、普及啓発を行うことにより、グリーンエネルギー導入の一層の促進を図る必要がある。普及啓発方策に関しては、民生・運輸部門におけるエネルギー消費の伸びが大きいことから、ライフスタイル変革を促す方策の検討が重要である。

また、まちづくりを行うに当たっては、省エネルギー型のインフラ整備を実施するだけでなく、阪神・淡路大震災を教訓として防災拠点への新エネルギーの積極的な導入を検討する。

2. プログラム推進の方策

グリーンエネルギーの導入を促進するためには、県民・事業者・行政が、参画と協働のもとに、役割に応じた責任を果たすことが重要である。

そのため、各主体が透明性を確保しつつ、相互に連携し、お互いの活動を促進し得るような推進体制の整備が必要である。

県は、このプログラムの実効性を確保し、目標を達成するため、自ら率先して取り組むとともに、次により県民・事業者のグリーンエネルギー対策の取り組みを支援し促進する。

(1) グリーンエネルギー対策の推進体制

グリーンエネルギー対策は、地球温暖化対策と不可分であり、県民・事業者・行政の参画と協働によってはじめて達成されるものである。

このことから、次のとおり推進体制を整備する。

1) 「兵庫県地球温暖化対策推進本部（仮称）」によるプログラムの進行管理

プログラムの実効性を高め、効果的な推進を図るため、各主体が連携して対策を推進する体制として、県民・事業者・行政で構成する「兵庫県地球温暖化対策推進本部」において、プログラムの進行管理を行う。

- ・ エネルギー消費量や省エネ行動等実態調査の実施・公表
- ・ 省エネ行動等重点取り組みの設定等

2) 「兵庫県地球温暖化防止活動推進センター」による普及啓発

各主体のパートナーシップによりプログラムを推進するため、「兵庫県地球温暖化防止活動推進センター」による普及啓発を実施するとともに、県内各地に地域活動拠点（地域生活情報プラザ内等）を設置し、県民等の相談窓口を創設する。

3) 「兵庫県地球温暖化防止活動推進員」や「兵庫県地球温暖化防止活動推進協力員」による普及啓発

省エネルギー等地球温暖化防止実践活動を推進するため、地域における実践活動のコーディネーターとして委嘱した「地球温暖化防止活動推進員」や「地球温暖化防止活動推進協力員」により一層のきめ細やかな普及啓発を実施する。

4) 「地球環境10%クラブ」^注の普及促進

より高い目標を掲げて、省エネルギー等地球温暖化防止に積極的に取り組む県民・事業者・行政の参加する「地球環境10%クラブ」の普及を促進する。

5) 「グリーンエネルギー導入促進会議」による推進

グリーンエネルギーメーカーや市町・関係機関によって構成する「グリーンエネルギー導入促進会議」によって、普及啓発や市町の計画的な率先導入の推進を行う。

6) 先導的プロジェクトの推進

本県のグリーンエネルギーの導入を促進するため、先導的なプロジェクトを選定し、その具体的

な取り組みを県内各地に普及させ、目標の達成を図る。

7) 庁内における総合的推進

全庁横断的組織である「兵庫県エネルギー対策推進本部」により、庁内での総合的な推進・調整を図る。

8) 事業者の一員としての率先行動

県民らが率先導入することにより、各主体での取り組みを促進する。

- 環境創生5%システムの創設
- 県有施設太陽光発電導入事業
- 県有施設でのESCO導入の検討
- 中水力導入の検討
- 公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入

注：地球環境10%クラブ

積極的に省エネルギー等温室効果ガス削減に取り組もうとする県民・事業者・行政が、自主的に参加するネットワークである。

(2) 県民の取り組み促進

エネルギー消費は、県民の日常生活に深くかかわっているため、県民一人一人のライフスタイルの変革等が重要であり、そのためには、きめ細かな普及啓発、実践活動の推進や情報の公開・提供を行う必要がある。

このことから、次により県民の取り組みを促進する。

1) 「地球環境10%クラブ」への加入促進

2) 「兵庫県地球温暖化防止活動推進センター」等によるきめ細やかな普及啓発や地域ぐるみでの実践活動の推進

- 地球温暖化防止活動推進員が学校等で実施する「温暖化STOP親子教室」の開催
- モデル地域で環境NGO・事業者団体等から構成する協議会を設置し、該当地域での計画策定・対策を行う「地域省エネ対策推進モデル事業」の実施

3) 5R^注生活の推進

- 広域リサイクル拠点の整備
- デポジット制度の検討

4) グリーンエネルギーメッセの開催等による情報提供

県民・事業者にグリーンエネルギーに関する情報提供や普及啓発を行うため、メッセの開催等を実施する。

5) 県民・事業者の拠出により自然エネルギー発電施設を建設する「ひょうごグリーンエネルギー基金」の推進

「第4部 先導的プロジェクト」参照

6) 地域における取り組みの促進

参画と協働による地域ぐるみの取り組みを促進するため、次の事業を進める。

- ・「グリーンエネルギー導入促進会議」の設置
- ・「あわじ菜の花エコプロジェクト」の推進
- ・「尼崎の森構想」や「森のゼロエミッション構想」の推進
- ・「エコサイクルシティ尼崎」の推進（自転車利用促進）

7) 地域における先導的な自然エネルギー導入に対する財政的支援

県民の参画と協働により自然エネルギーの導入を先導的・広域的に取り組む事業に対して一定の助成を行う。

8) 自然エネルギー体験施設等の検討

- ・太陽光や風力等の自然エネルギーについて学び、体験できる施設等を検討する。

注：5R

reduce（ごみを少なくする）、refuse（不要なものは入れない）、reuse（繰り返し使う）、repair（修理して使う）、recycle（分別して出す）の実践活動により、持続可能な循環型社会の実現を目指す取り組みを示す。

（3）事業者の取り組み促進

事業者においては、特に製造工程における省エネルギー対策を推進するとともに、化石燃料に過度に依存したエネルギーシステムからの脱却をめざし、エネルギーの高効率利用等、グリーンエネルギー導入を図るとともに、従業員のワークスタイルの変革等を図る必要がある。

1) 「地球環境10%クラブ」、「地域省エネ対策推進モデル事業」等による自主的取り組みの促進 「第4部 先導的プロジェクト」参照

2) 「環境の保全と創造に関する条例」に基づく温暖化防止配慮指針の実施

一定規模以上の工場等の新增設にあたっては、条例に基づき、事業者が温暖化防止対策を事前に評価し、その評価結果を届け出ること、工場等の新增設に対する温暖化防止対策を促進する。

3) 「21世紀型新環境保全協定」の検討

産業公害防止型協定から21世紀の「環境の世紀」にふさわしい持続可能な社会の形成を目指した協定への変革を検討する。

4) グリーンエネルギーメッセの開催や地域ごとの「風況マップ」等による情報提供

「第4部 先導的プロジェクト」参照

5) 循環型社会先導プロジェクト等エコビジネスへの支援

循環型社会への転換、新たな産業の創出・構造転換を図るための、県内企業の提携、協力、技術集積の集積の活用によるプロジェクトの事業化を図るビジネスコンソーシアム(企業連合体)への支援を実施する。

6) グリーンエネルギー等導入資金融資制度等による経済的支援措置

グリーンエネルギーの導入を促進するため、省エネルギー設備や新エネルギー施設を導入する際の導入資金に対して低利融資を行う。

7) クリーンエネルギー自動車導入に対する支援

天然ガス自動車等の地域の環境にやさしいクリーンエネルギー自動車の普及促進を図るため、クリーンエネルギー自動車の導入に対して補助等の支援を行う。

(4) 情報公開

県民や事業者がグリーンエネルギー対策に積極的に取り組むためには、地球温暖化の現状やその影響、グリーンエネルギー対策の重要性について十分に理解し、認識を深めることが重要である。

このことから、次によりエネルギーに関する情報を積極的に公開し、各主体の自主的取り組みを促進する。

1) 行政のエネルギー消費量の公表

2) 事業者によるエネルギー消費量(環境レポート)の公表

3) プログラムの進捗状況の点検及び公表(県内のエネルギー消費量やグリーンエネルギー導入量等)